

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年10月31日
【発行者の名称】	株式会社Y o t t a v i a s (Yottavias Co.,Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高岡 悦幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麴町三丁目3番4号
【電話番号】	03-4214-8484
【事務連絡者氏名】	取締役 長谷川 一正
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社Y o t t a v i a s https://yottavias.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の3 4において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期(中間)	第12期(中間)	第10期	第11期
決算年月		2023年7月	2024年7月	2023年1月	2024年1月
売上高	(千円)	519,220	387,092	860,670	969,996
経常利益	(千円)	45,241	1,960	39,958	34,267
中間(当期)純利益	(千円)	29,592	1,268	25,092	23,294
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-
資本金	(千円)	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	(株)	400,000	400,000	400,000	400,000
純資産額	(千円)	195,107	143,678	165,515	142,410
総資産額	(千円)	461,661	469,604	447,298	417,626
1株当たり純資産額	(円)	487.77	372.70	413.79	369.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	73.98	3.29	62.73	58.59
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	42.3	30.6	37.0	34.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	51,545	△26,980	608	63,212
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	26,641	△556	57,291	23,880
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△45,964	71,258	△26,478	△81,372
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(千円)	308,136	325,355	275,913	281,634
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	9 〔7〕	11 〔4〕	9 〔9〕	11 〔6〕

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第10期の中間財務諸表を作成しておりませんので、第10期の中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 2022年8月31日付けで普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

8. 第10期の財務諸表及び第11期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、OAG監査法人による監査及び中間監査をそれぞれ受けております。また、第11期の財務諸表及び第12期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による監査及び中間監査をそれぞれ受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

前事業年度末においてその他の関係会社であった株式会社Daiko Communicationsは、2024年4月30日開催の当社定時株主総会において同社代表である飯島氏が当社取締役を退任されたことにより、同日付で当社その他の関係会社に該当しないこととなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年7月31日現在

従業員数(名)	11〔4〕
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社はITコンサルティングの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、経済活動の正常化が進む一方で、地政学的リスクや原材料価格の高騰、急激な為替の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社におきましては、既存事業の強化と新規事業の育成に取り組んでまいりました。主軸であるパートナー営業部による法人顧客において中小企業向けITコンサルティングによるインフラ構築を始め、データバックアップやデータ共有のストレージサービスなどを展開し、近年急増するサイバー攻撃のランサムウェアやマルウェアへの対策サービスの需要が高まっていることからセキュリティソフトなどを積極的に新サービスとしてリリースし販売を行ってまいりました。また店舗やオフィスの無人化、省人化に必要なITソリューションが堅調に推移いたしましたが、予定していた案件の工期が想定よりも遅れており、売上計上が下期にずれ込む見込みとなりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は387,092千円（前年同期比25.4%減）、営業利益は2,665千円（同94.2%減）、経常利益は1,960千円（同95.7%減）、中間純利益は1,268千円（同95.7%減）となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は325,355千円（前期末比43,721千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は26,980千円（前年同期は51,545千円の資金の増加）となりました。これは主に売上債権の増加10,444千円、法人税等の支払9,995千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は556千円（前年同期は26,641千円の資金の増加）となりました。これは主に敷金及び保証金の差入による支出546千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は71,258千円（前年同期は45,964千円の資金の減少）となりました。これは主に長期借入による収入105,000千円、長期借入金の返済33,742千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、ITコンサルティング事業のみを記載しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITコンサルティング事業	387,092	74.6
合計	387,092	74.6

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)		当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ハローコミュニケーションズ	401,924	77.4	276,382	71.4
株式会社USEN NETWORKS	75,451	14.5	65,187	16.8

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関しては以下の通りです。

担当J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業

- の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
- （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないこと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていること乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないこと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社ハロー コミュニケーションズ	取次店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社USEN NETWORKS	代理店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(注) 契約期間は、更新後の契約期間であり、更新期間は原則1年(自動更新)であります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、410,696千円（前期末比52,523千円増）となりました。これは主に現金及び預金が43,721千円、売掛金が10,444千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、58,907千円（前期末比545千円減）となりました。これは主に、建物（純額）が779千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、174,081千円（前期末比3,472千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が24,024千円増加、未払法人税等が9,304千円、販売促進引当金が7,047千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債合計は、151,843千円（前期末比47,236千円増）となりました。これは主に、長期借入金47,234千円増加したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産につきましては143,678千円（前期末比1,268千円増）となりました。これは主に、利益剰余金が1,268千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年10月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年2月1日～ 2024年7月31日	-	400,000	-	20,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社よりみち	東京都豊島区東池袋1丁目34-5	220,000	57.07
株式会社Daiko Communications	東京都板橋区美園2丁目4-2	57,500	14.92
高岡 悦幸	東京都千代田区	35,000	9.08
株式会社ユナイテッドトラスト	東京都港区六本木3丁目7-1 THE ROPPONGI TOKYO 2110号	12,000	3.11
飯島 正博	東京都練馬区	12,000	3.11
高岡 千春	千葉県千葉市中央区	8,000	2.08
飯島 豊	東京都練馬区	7,700	2.00
伊藤 邦雄	東京都国立市	6,000	1.56
株式会社今井組	千葉県銚子市長塚町4-1157	4,000	1.04
今井 敏春	千葉県銚子市	4,000	1.04
關 康宏	千葉県千葉市緑区	4,000	1.04
計	—	370,200	96.03

(注) 当社は、自己株式14,500株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記の株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 385,500	3,855	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	3,855	—

② 【自己株式等】

2024年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 Y o t t a v i a s	東京都千代田区麴町 3丁目3-4	14,500	—	14,500	3.63
計		14,500	—	14,500	3.63

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月
最高(円)	3,220	3,220	3,200	—	—	—
最低(円)	3,220	3,220	3,200	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 2024年5月から7月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年2月1日から2024年7月31日まで)の中間財務諸表について、OAG監査法人による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当中間会計期間 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	281,634	325,355
売掛金	71,666	82,111
棚卸資産	1,450	—
前払費用	2,773	2,825
その他	647	404
流動資産合計	358,172	410,696
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,299	14,520
工具、器具及び備品（純額）	504	470
有形固定資産合計	※1 15,803	※1 14,990
無形固定資産		
ソフトウェア	1,014	725
無形固定資産合計	1,014	725
投資その他の資産		
出資金	30	40
敷金及び保証金	33,420	33,966
繰延税金資産	9,184	9,184
投資その他の資産合計	42,635	43,191
固定資産合計	59,453	58,907
資産合計	417,626	469,604

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当中間会計期間 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,856	53,406
1年内返済予定の長期借入金	57,012	81,036
未払金	5,222	7,881
未払費用	12,107	7,874
未払法人税等	9,996	691
未払消費税等	3,149	※2 1,910
契約負債	3,248	—
預り金	982	837
賞与引当金	1,786	2,200
販売促進引当金	20,246	13,199
その他	—	5,043
流動負債合計	170,608	174,081
固定負債		
長期借入金	96,730	143,964
資産除去債務	7,876	7,879
固定負債合計	104,606	151,843
負債合計	275,215	325,925
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	168,810	170,078
利益剰余金合計	168,810	170,078
自己株式	△46,400	△46,400
株主資本合計	142,410	143,678
純資産合計	142,410	143,678
負債純資産合計	417,626	469,604

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
売上高	519,220	387,092
売上原価	346,124	259,618
売上総利益	173,096	127,474
販売費及び一般管理費	127,407	124,808
営業利益	45,688	2,665
営業外収益		
受取利息	61	1
受取配当金	0	0
その他	1	1
営業外収益合計	64	3
営業外費用		
支払利息	511	708
営業外費用合計	511	708
経常利益	45,241	1,960
税引前中間純利益	45,241	1,960
法人税等	※1 15,648	※1 691
中間純利益	29,592	1,268

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	145,515	145,515	—	165,515
当中間期変動額					
中間純利益		29,592	29,592		29,592
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	29,592	29,592	—	29,592
当中間期末残高	20,000	175,107	175,107	—	195,107

	純資産合計
当期首残高	165,515
当中間期変動額	
中間純利益	29,592
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	29,592
当中間期末残高	195,107

当中間会計期間（自 2024年2月1日 至 2024年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,000	168,810	168,810	△46,400	142,410
当中間期変動額					
中間純利益		1,268	1,268		1,268
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	1,268	1,268	—	1,268
当中間期末残高	20,000	170,078	170,078	△46,400	143,678

	純資産合計
当期首残高	142,410
当中間期変動額	
中間純利益	1,268
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	1,268
当中間期末残高	143,678

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	45,241	1,960
減価償却費	1,035	1,102
賞与引当金の増減額 (△は減少)	176	413
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	3,204	△7,047
受取利息及び受取配当金	△62	△2
支払利息	511	708
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,489	△10,444
未収入金の増減額 (△は増加)	200	243
未払金の増減額 (△は減少)	△6,567	2,658
仕入債務の増減額 (△は減少)	16,537	△3,449
未払消費税等の増減額 (△は減少)	5,199	△1,239
その他の資産の増減額 (△は増加)	△3,503	1,397
その他の負債の増減額 (△は減少)	△292	△2,582
その他	△2	1
小計	52,194	△16,278
利息及び配当金の受取額	19	2
利息の支払額	△511	△708
法人税等の支払額	△157	△9,995
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,545	△26,980
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金の回収による収入	27,024	—
敷金及び保証金の差入による支出	△383	△546
その他	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,641	△556
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	10,000	105,000
長期借入金の返済による支出	△55,964	△33,742
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,964	71,258
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	32,223	43,721
現金及び現金同等物の期首残高	275,913	281,634
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 308,136	※ 325,355

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 販売促進引当金

大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として将来発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

取次による収益は、主に大手通信キャリアが提供するサービスの取次による手数料であり、その取次に関する履行義務は大手通信キャリアがその便益を享受した時点で充足すると判断し、収益を計上しております。具体的には当社の上位代理店から受領する取次業務の成約明細の通知に基づき売上を計上しております。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年1月31日)	当中間会計期間 (2024年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,890 千円	3,703 千円

※2 消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
有形固定資産	746 千円	813 千円
無形固定資産	288 千円	288 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	400,000	-	-	400,000
合計	400,000	-	-	400,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	400,000	-	-	400,000
合計	400,000	-	-	400,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	14,500	-	-	14,500
合計	14,500	-	-	14,500

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金	308,136千円	325,355千円
現金及び現金同等物	308,136千円	325,355千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
前事業年度（2024年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	33,420	32,293	△1,127
資産計	33,420	32,293	△1,127
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	153,742	153,489	△252
負債計	153,742	153,489	△252

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
出資金	30

出資金については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

当中間会計期間（2024年7月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	33,966	30,131	△3,835
資産計	33,966	30,131	△3,835
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	225,000	221,735	△3,264
負債計	225,000	221,735	△3,264

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	当中間会計期間 (千円)
出資金	40

出資金については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2024年1月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2024年7月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	32,293	-	32,293
資産計	-	32,293	-	32,293
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	153,489	-	153,489
負債計	-	153,489	-	153,489

当中間会計期間（2024年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	30,131	-	30,131
資産計	-	30,131	-	30,131
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	221,735	-	221,735
負債計	-	221,735	-	221,735

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
期首残高	7,871千円	7,876千円
時の経過による調整額	5千円	2千円
中間期末（期末）残高	7,876千円	7,879千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	当中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
通信サービス取次	511,431 千円	378,413 千円
ソフトウェア等	7,789 千円	8,678 千円
顧客との契約から生じる収益	519,220 千円	387,092 千円
外部顧客への売上高	519,220 千円	387,092 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

収益を理解するための基礎となる情報「【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 重要な支払い条件に関する情報

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合があります。変動対価の主な内容は、一定の条件を達成することによって得られる評価的インセンティブであります。

(3) 取引価格の算定に関する情報

顧客との契約における対価に評価的インセンティブ等の変動対価が含まれている場合には、取引の対価の変動部分の額を合理的に見積り著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を売上高に調整しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

	前事業年度 (2024年1月31日)	当中間会計期間 (2024年7月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	82,982 千円	71,666 千円
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	71,666 千円	82,111 千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ITコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	401,924
株式会社USEN NETWORKS	75,451

当中間会計期間（自 2024年2月1日 至 2024年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	276,382
株式会社USEN NETWORKS	65,187

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当中間会計期間 (2024年7月31日)
1株当たり純資産額	369.42円	372.70円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自2023年2月1日 至2023年7月31日)	当中間会計期間 (自2024年2月1日 至2024年7月31日)
1株当たり中間純利益金額	73.98円	3.29円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	29,592	1,268
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	29,592	1,268
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	385,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

(2)【その他】
該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月30日

株式会社 Y o t t a v i a s
取締役会 御中

OAG監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今井 基喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 大樹

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Y o t t a v i a s の2024年2月1日から2025年1月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2024年2月1日から2024年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 Y o t t a v i a s の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年2月1日から2024年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。